

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月26日

横浜市契約事務受任者
神奈川区長 鈴木 茂久

1 契約の概要

神奈川区栗田谷緊急擁壁設計業務委託

2 履行(納品)場所

神奈川区栗田谷33番27号地先

3 契約日

令和7年7月18日

4 履行日又は履行期間

令和7年7月18日から令和8年2月27日まで

5 契約金額

¥7,216,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区相生町三丁目5番地1

日本都市整備株式会社 代表取締役 清水 雄

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年7月17日に、神奈川区栗田谷33番地27地先の水路内に位置する擁壁が、崩落する可能性が極めて高いことを確認しました。水路及び公共下水道の保全や、擁壁崩落による災害の防止策が必要と判断し、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿において設計、測量、地質調査を自社でできる会社の中で、緊急対応が可能で技術力も優れていることから、契約の相手方に選定しました。

9 所管課

横浜市神奈川区神奈川土木事務所